

インターネット接続サービス契約 「他社乗換キャッシュバック特典」適用に関する規約

【他社乗換キャッシュバック特典適用条件】

他社乗換キャッシュバック特典は、ご契約者様が他社インターネットサービス（以下「他社サービス」といいます。）を解約し、当社CTY光インターネットサービス（以下「当社サービス」といいます。）を契約する際に、他社サービス解約違約金が発生する場合にのみ適用されます。

なお、他社乗換キャッシュバック特典は、利用料の初回引落しを確認でき、且つ、当社サービスの工事日より6ヶ月以内に、他社サービスの解約違約金証明書（Airターミナル割賦金残額のキャッシュバック特典の場合は、Airターミナル割賦金残額の証明書）を当社へご提出いただいた場合に、翌月下旬にご登録口座へお振込みいたします。

【他社乗換キャッシュバック特典】

キャッシュバックは「違約金」「撤去費」に限定し、端末などの違約金、その他の経費は対象外となります。※Airターミナル割賦金残額は、キャッシュバックの対象とします。

※注意事項

- ・口座引落利用者は、登録口座へキャッシュバックいたします。
登録口座の不備等が原因で、当社サービスの工事日より6ヶ月以内に当社で登録口座が確認できない場合は、他社乗換キャッシュバック特典は無効となります。
- ・クレジット利用者は、ご提出いただいたお振込み口座へキャッシュバックいたします。
当社サービスの工事日より6ヶ月以内にお振込み口座をご提出いただけない場合は、他社乗換キャッシュバック特典は無効となります。

（改定日）

令和4年7月1日改定

本規約は、令和4年7月1日以降の契約に適用されます。

令和4年6月30日以前の契約には適用されません。